

《シンポジウム報告》

国際シンポジウム「優生保護法のグローバル史」

International Symposium: “The Global History of Japan’s Eugenic Protection Law”

日時：2023年6月24日（土）14：00-17：30

場所：早稲田大学戸山キャンパス38号館AV教室

タイムテーブル：

第一部 国際的な文脈における優生保護法

モデレーター：寺尾範野（早稲田大学）

- Matthew Connelly (Columbia University), “Postwar Japan and the Birth of the Third World” 「戦後日本と第三世界の誕生」
- Christine de Matos (The University of Notre Dame Australia), “‘A Corrupt Western Ethic’: Australian reactions to Japan’s Eugenic Protection Bill during the Allied Occupation” 「『腐敗した西洋倫理』：日本の優生保護法に対するオーストラリアの反応」

第二部：優生保護法の背景と影響

モデレーター：有賀ゆうアニス（東京大学大学院／日本学術振興会）

- Sarah Kovner (Columbia University), “The Panic over Biracial Children in Postwar Japan” 「戦後日本における混血児をめぐるパニック」
- Jaehwan Hyun (Pusan National University), “A Transwar Origin of South Korean Eugenics: Scientists and Japan’s Eugenic Protection Law” 「韓国優生学の貫戦史的起源：科学者たちと日本の優生保護法」

第三部 全体ディスカッション・質疑応答

- ・ファシリテーター：豊田真穂（早稲田大学）、竹内愛子（コチ大学）、保明綾（マンチェスター大学）
- ・コメンテーター：大橋由香子（フリーライター／「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」共同代表）

本シンポジウムは、アメリカ、オーストラリア、韓国から研究者を招き、国内で優生保護法問題に取り組んできた方と対話しつつ、日本の優生保護法（1948-1996）を、優生学と人口政策をめぐるグローバルな歴史のなかに位置づけることで、新しい優生保護法史を切り拓くべく開催された。本シンポジウムの主催は、科学研究費助成事業国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））「占領下日本における優生政策のアメリカ・モデル」¹であり、早稲田大学ジェンダー研究所と早稲田大学総合人文科学研究センター「過去・現在・未来をつなぐ社会構想と協働実践」研究部門が後援した。

第一部は、「国際的な文脈における優生保護法」と題し、Matthew Connelly 氏と Christine de Matos 氏が報告を行った。Matthew Connelly 氏は、日本において女性が自ら使用できる避妊具が認可されない一方で、コンドームと産婦人科医の判断に基づく中絶による家族計画が実施された背景を分析すべく、初代国連人口部の部長を務めたフランク・ノートスタインと、彼が参加したロックフェラー財団の調査に着目をして詳細な報告を行った。従来の考え方と異なり、出生率の低下が経済成長に先立つという提言を、ロックフェラー報告書という形で彼はワシントンの有力者に伝えたが、それが直接に採用されたわけではなく、日本国内の家族計画活動家の動きとその挫折、マッカーサーの野心との間で歪められていったことを示した。

¹ 研究課題番号：19KK0339

Christine de Matos氏は、1947年にシドニーのカトリック新聞「カトリック・ウィークリー」が「腐敗した西洋倫理」と呼び日本における優生思想の導入を批判する社説を掲載したことを切り口として、当時のメディアに示されたオーストラリア人の優生保護法へ対する様々な反応を分析した。オーストラリアでは、日本の人口が過剰に増大し、移民となってオーストラリアへと押し寄せることへの不安が第一義的に強調され、優生保護法は、優生学的側面はあまり強調されずに、むしろオーストラリアへの移民を防ぐものとして評価する世論が大勢であった。唯一反対を示したのは、カトリック系のメディアであったが、そのカトリック系メディアが採用した言説は、「西洋」によって「東洋」が優生思想という考え方で「汚染」されるというオリエンタリズム的な視線を内在化していた。また、カトリックの人命を犠牲にして日本との戦争に勝利したにも関わらず、その結果としての日本占領の際に、人口抑制という非カトリック的な政策が導入されることは、カトリック人命の犠牲を無駄にすることになりかねないと強調された。こうしたカトリックの主張は、一般的なオーストラリア世論では、カトリックのドグマとして簡単に退けられ、優生学に毅然と反対する声は見られなかった。

第二部では、「優生保護法の背景と影響」と題し、Sarah Kovner氏とJaehwan Hyun氏が報告を行った。Sarah Kovner氏は、優生保護法の背景として占領期日本における混血児が倫理的なパニックを引き起こしたと指摘した。混血児は、日本においては敗戦の記憶を突き付ける存在であり、「好ましくない」女性としてのセックスワーカーと結び付けられた社会的な差別の対象であった。優生保護法は、下級階層の人口増加により日本人の質の低下を防ぐことが目的であり、特に占領軍相手の街娼である「パンパン」の存在が念頭に置かれていた。また、占領軍当局の側も、無数の混血児に対し責任を取ることはなく、アメリカもオーストラリアも制限的な移民法の下でほとんど混血児を受け入れることはなかった。

Jaehwan Hyun氏は、貫通史の視点から、韓国における初めての優生学的

法律であり中絶規律法である母子保健法の成立に日本の優生保護法が与えた影響を分析する。母子保護法は、戦後の人口抑制分野における米国からの援助、冷戦期の開発主義、日本統治下の植民地朝鮮における経験、日本と韓国の「優生学者」による科学交流が複雑に絡み合って生まれたもので、単純に植民地主義の遺産であると決めつけることはできない。1940年代から1960年代にかけての科学者の学術的訓練の背景を辿り分析することで、母子保健法が、植民地時代の科学教育、戦後韓国の建国事業、冷戦期の家族計画、戦前・戦後の日本と朝鮮半島の科学交流など、さまざまな要因が組み合わさって生まれた貫通史的な現象であったと結論づけた。

第三部では、大橋由香子氏が各報告に対しコメントをした²。大橋氏は、各国での様々な社会・歴史的背景の違いにも関わらず、優生思想に関わる人間が同じようなことを考えていることに驚愕したと、四名の報告への印象を語った。そのうえで、日本における現在まで続く優生保護法による強制不妊手術の国家賠償請求訴訟の経過を始めとして、経口中絶薬がようやく認可されるも制限的な使用のみに限定されているといった日本のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの現状、選択的夫婦別姓が未だ実現しないという「イエ制度」の残存といった現代日本の諸課題と、本シンポジウムの報告を結び付けるコメントを寄せた。

なお、第三部では、コメンテーターによるコメントに加え、質疑応答の時間も設けられた。日本における人口抑制政策と優生学的な知見との関係、ロックフェラー財団が日本を選んだ理由、カトリックと優生学の関係、「混血児」に対するキリスト教の姿勢などについての質問が出され、活発な議論が行われた。

² なお、大橋氏の本シンポジウムに参加した所感は、大橋由香子「春はいつの間にか過ぎていった…… 5/31国連UPR審査のジェンダー・SRHRに関する人権改善勧告&6/24 国際シンポジウム『優生保護法のグローバル史』参加感想記そして8/28『#もっと安全な中絶をアクション』ASAJトークイベントへ』『SOSHIRENニュース』No.398 (2023.8.12) 17頁～19頁に記されている。

シンポジウムは、以上のような興味深い報告と活発な議論を経て、大盛況のうちに幕を閉じた。

以下は、参加した筆者（春藤）の私感を記す。筆者が、本シンポジウムでも興味を引かれたのは、グローバルヒストリーという視点が明らかにする優生保護法の複雑かつ広範な背景と影響である。よくある優生保護法の理解は、ナチスの断種法を引き継いでいるというものだ。もっとも、こうした理解に対してはアメリカや北欧における断種法の影響が指摘される場所であって、一面的な理解が脱されつつある。また、優生政策を実行する法律と中絶合法化法が一体化した法律は、世界的に珍しく、「日本に特有」と言われることもある。このように優生保護法は、その悪名高さ故に「ナチス」とばかり結びつけられるか、あるいは「日本特有」の名の下でグローバルな文脈から切り離されて理解されやすかったように思われる。本シンポジウムでは、連合国軍による占領下の日本の状況や韓国への影響、オーストラリアでの受け止めが紹介された。グローバルヒストリーという切り口が、「悪しき」ナチと大日本帝国の系譜に留めることなく、よりグローバルな文脈の中で優生保護法を位置づけることを可能とする。そのことは同時に、障害者差別や女性差別の問題だけでなく、オリエンタリズムや植民地主義の視点からも、優生保護法を浮かび上がらせる。

「優生保護法」という一つの歴史的な法律を、グローバルな歴史の中で理解することは、単に過去の理解を精緻に行うということではない。コメンテーターの大橋由香子氏が「優生保護法問題全面解決を求める会」の共同代表を務め、コメントの中でも現在進行中の裁判に言及したように、同法律による強制不妊手術の被害は現在もなお終わっていない。奇しくも、裁判の争点の一つは、除斥期間の適用である。除斥期間とは、法律で定められた期間の中で権利を行使しないと権利が消滅するという民法上のルールであり、これが適用されると賠償は認められない。優生保護法による強制不妊手術を受けた人たちは、長い間、声をあげることができず、ましてや自らの権利が侵害されたとして裁判所に訴

え出ることができなかった。声をあげることができなかったのは、被害者らの問題ではなく、「無かったこと」として、あるいは「恥ずかしいこと」として聞かないようにしてきた社会構造の問題である。ここで言う「社会」は、第一義的には「日本社会」であり、裁判の相手も日本国である。しかし、本シンポジウムが、グローバルヒストリーという切り口で明らかにしたのは、グローバルな女性差別や障害者差別、植民地主義等の交差をこの法律は背景として有しており、それによる被害もまたそうした広範な「声を聞かれにくい」構造の中で生み出されていったということだ。本シンポジウムにて、各国の研究者が集い、優生保護法の背景や影響を幅広い視野から明らかにしたことは、こうした日本に留まらないグローバルな「声を聞かれにくい」構造を明らかにし、その歴史の教訓を未来に生かしていくための貴重な機会になったように思われる。